

平成30年度 北九州市立消費生活センターの相談状況と取組みについて

I 消費生活センターの相談状況

1 平成30年度の概要

◎総相談件数は11,145件で、対前年度比約12.1%減少しました。(表1参照)

北九州市立消費生活センターにおいて受け付けた平成30年度の相談件数は11,145件で、前年度の12,681件に比べ、1,536件減少しました。

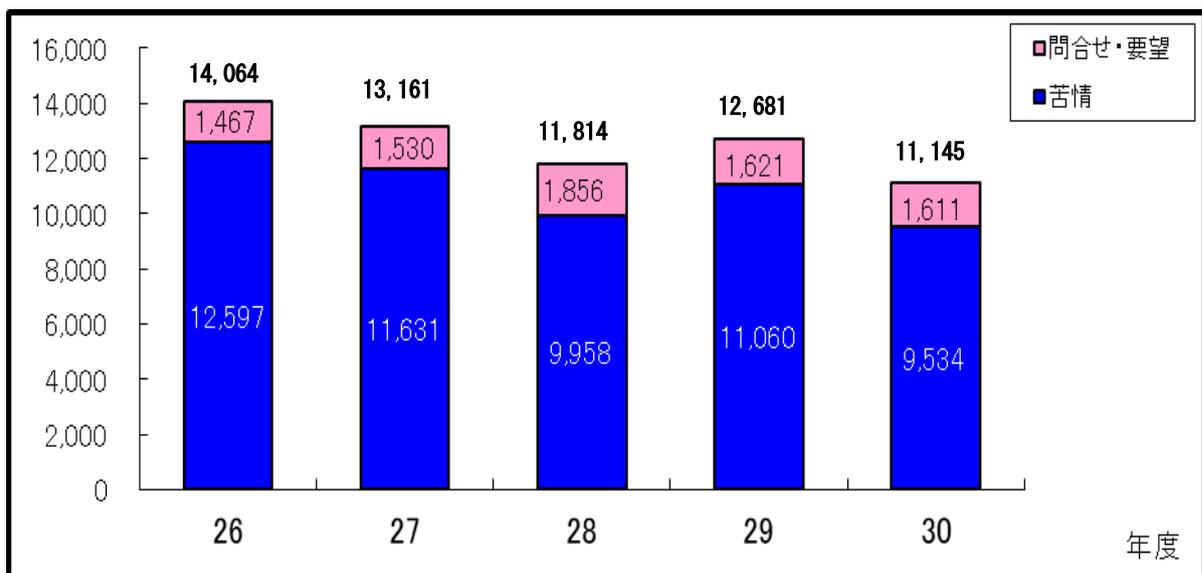
「消費料金に関する訴訟最終通知のお知らせ」など書かれたハガキが送られてきたという相談や、有料動画サイトの未納料金という名目で送られてくるSMS(ショートメール)による「架空請求」に関する相談が依然として多く寄せられました。

◎特殊詐欺に関する相談件数は2,444件で、前年度より約36.5%減少しています。
(詳細はP4 2-4参照)

◎多重債務問題に関する相談件数は180件で、前年度より約25.9%減少しています。
(詳細はP4 2-5参照)

[表1] 相談受付件数の推移

(単位：件)



2 主な特徴

2-1 契約当事者の年代別相談件数

契約当事者の年代別では、20歳以上の年代で、前年度より相談件数が減少しました。なお、「65歳以上」の相談件数は全体の約35.7%を占めており、依然として高い水準で推移しています。

[表 2] 契約当事者の年代別相談件数の推移

| 年 代 | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成 29 年度 | | | 平成 30 年度 | | |
|---------|--------|-------|---|--------|-------|---|--------|-------|---|----------|-------|---|----------|-------|---|
| | 件数 | 構成比 | % | 件数 | 構成比 | % | 件数 | 構成比 | % | 件数 | 構成比 | % | 件数 | 構成比 | % |
| 20歳未満 | 357 | 2.5 | % | 346 | 2.6 | % | 250 | 2.1 | % | 202 | 1.6 | % | 222 | 1.9 | % |
| 20歳代 | 1,050 | 7.5 | % | 1,001 | 7.6 | % | 922 | 7.8 | % | 739 | 5.8 | % | 674 | 6.0 | % |
| 30歳代 | 1,361 | 9.7 | % | 1,300 | 9.9 | % | 1,056 | 8.9 | % | 901 | 7.1 | % | 729 | 6.5 | % |
| 40歳代 | 1,663 | 11.8 | % | 1,561 | 11.9 | % | 1,385 | 11.7 | % | 1,249 | 9.8 | % | 1,055 | 9.5 | % |
| 50歳代 | 1,718 | 12.2 | % | 1,468 | 11.2 | % | 1,292 | 10.9 | % | 1,522 | 12.0 | % | 1,184 | 10.6 | % |
| 60歳～64歳 | 1,097 | 7.8 | % | 908 | 6.9 | % | 769 | 6.5 | % | 991 | 7.8 | % | 702 | 6.3 | % |
| 65歳以上 | 5,219 | 37.1 | % | 4,570 | 34.7 | % | 3,917 | 33.2 | % | 4,426 | 34.9 | % | 3,978 | 35.7 | % |
| 不明・無回答 | 1,599 | 11.4 | % | 2,007 | 15.2 | % | 2,223 | 18.8 | % | 2,651 | 20.9 | % | 2,601 | 23.3 | % |
| 合 計 | 14,064 | 100.0 | % | 13,161 | 100.0 | % | 11,814 | 100.0 | % | 12,681 | 100.0 | % | 11,145 | 100.0 | % |

2-2 苦情の多い商品・役務上位10品目（相談事例はP7～9 資料 参照）

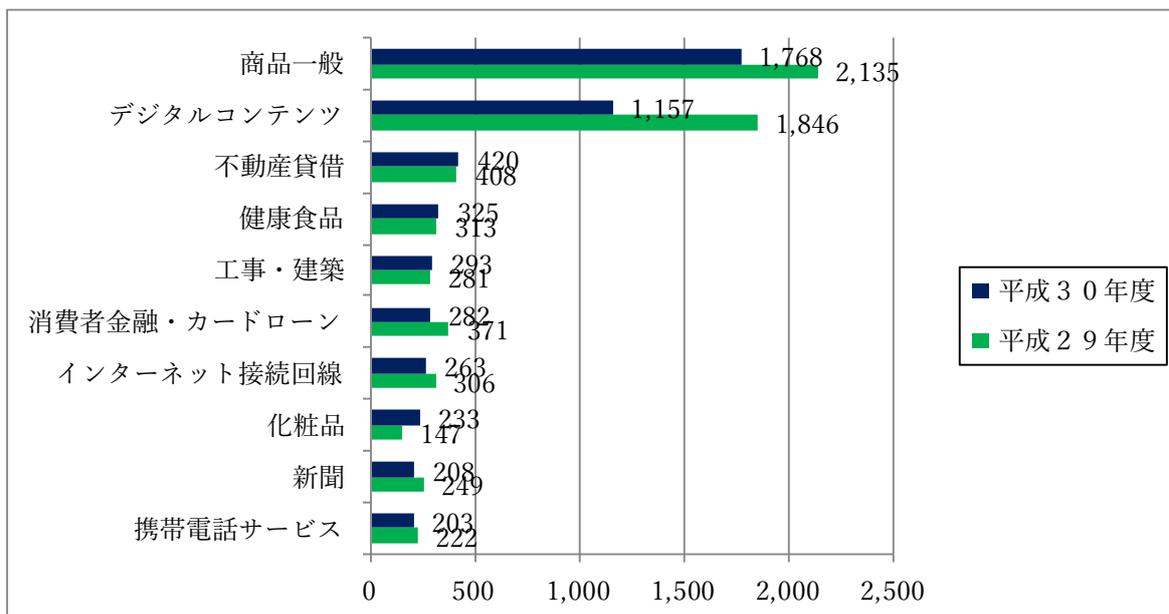
苦情の多かった商品・役務は、「商品一般」、「デジタルコンテンツ」、「不動産貸借」、「健康食品」、「工事・建築」の順となっています。

昨年度急増した、ハガキによる架空請求が含まれる「商品一般」は依然として高い水準で推移しています。

（一部商品・役務名はP10語句説明参照）

[表 3] 苦情の多い商品・役務上位10品目

（単位：件）



2-3 年代別・商品別苦情件数上位5品目

20歳未満から50歳代までの1位は「デジタルコンテンツ」、60歳以上の年代の1位は「商品一般」となっています。

(一部商品・役務名はP10語句説明参照)

[表 4] 年代別・商品別苦情件数

(単位：件)

| 年代 | 件数 | 構成比 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|------------|-------|-------|------------------|------------------|-------------|-------------------|-------------------|
| 20歳未満 | 218 | 2.3% | デジタルコンテンツ 72 | 健康食品 22 | 化粧品 17 | テレビ放送サービス 8 | インターネット接続回線 8 |
| 20歳代 | 647 | 6.8% | デジタルコンテンツ 121 | 不動産貸借 60 | 商品一般 38 | エステティックサービス 32 | 消費者金融カード 27 |
| 30歳代 | 697 | 7.3% | デジタルコンテンツ 87 | 不動産貸借 65 | 商品一般 42 | 消費者金融カード 27 | インターネット接続回線 24 |
| 40歳代 | 1,000 | 10.5% | デジタルコンテンツ 194 | 不動産貸借 67 | 商品一般 64 | 健康食品 48 | 消費者金融カード 40 |
| 50歳代 | 1,106 | 11.6% | デジタルコンテンツ 215 | 商品一般 171 | 健康食品 46 | 化粧品 43 | 不動産貸借 43 |
| 60歳代 | 1,637 | 17.2% | 商品一般 561 | デジタルコンテンツ 224 | 工事・建築 51 | 健康食品 50 | インターネット接続回線 44 |
| 70歳代 | 1,571 | 16.5% | 商品一般 507 | デジタルコンテンツ 141 | 工事・建築 56 | インターネット接続回線 42 | 新聞 41 |
| 80歳以上 | 924 | 9.7% | 商品一般 130 | 新聞 82 | 工事・建築 56 | 健康食品 47 | デジタルコンテンツ 39 |
| 不明・ 無回答 | 1,734 | 18.2% | 商品一般 248 | 不動産貸借 110 | 工事・建築 68 | デジタルコンテンツ 64 | 消費者金融カード 62 |

2-4 特殊詐欺に関する相談件数

特殊詐欺の相談件数は2,444件で、前年度3,850件に比べて、1,406件（約36.5%）減少しましたが、依然として架空請求についての相談が多く寄せられました。

[表 5] 特殊詐欺に関する相談の内訳

(単位：件)

| 年 度 | 架空請求 | オレオレ詐欺 | 還付金詐欺 | 融資保証金 詐欺 | 金融商品 取引名目 | ギャンブル 必勝法情報 提供名目 | 異性との交際 あっせん名目 | 特殊詐欺 合計 |
|--------|-------|--------|-------|-------------|--------------|------------------------|------------------|------------|
| 平成26年度 | 2,254 | 19 | 53 | 13 | 46 | 40 | 121 | 2,546 |
| 平成27年度 | 2,012 | 37 | 154 | 9 | 13 | 18 | 145 | 2,388 |
| 平成28年度 | 2,056 | 10 | 146 | 5 | 1 | 22 | 101 | 2,341 |
| 平成29年度 | 3,592 | 34 | 83 | 8 | 4 | 9 | 120 | 3,850 |
| 平成30年度 | 2,274 | 21 | 15 | 2 | 1 | 11 | 120 | 2,444 |

(特殊詐欺名称はP10語句説明参照)

[表 6] 特殊詐欺の年代別相談件数

(単位：件)

| 年 代 | 架空請求 | オレオレ詐欺 | 還付金詐欺 | 融資保証金 詐欺 | 金融商品 取引名目 | ギャンブル 必勝法情報 提供名目 | 異性との交際 あっせん名目 | 特殊詐欺 合計 |
|---------|-------|--------|-------|-------------|--------------|------------------------|------------------|------------|
| 20歳未満 | 46 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 49 |
| 20歳代 | 93 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 36 | 133 |
| 30歳代 | 96 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 12 | 109 |
| 40歳代 | 169 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 23 | 196 |
| 50歳代 | 300 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 21 | 324 |
| 60歳~64歳 | 247 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 254 |
| 65歳以上 | 1,124 | 14 | 8 | 1 | 0 | 1 | 16 | 1,164 |
| 不明・無回答 | 199 | 6 | 4 | 0 | 0 | 1 | 5 | 215 |
| 合 計 | 2,274 | 21 | 15 | 2 | 1 | 11 | 120 | 2,444 |

2-5 多重債務に関する相談件数

多重債務問題に関する相談件数は180件で、前年度243件に比べて、63件（約25.9%）減少しました。

[表 7] 多重債務に関する相談件数の推移

(単位：件)

| 年 度 | 多重債務 (a) | 総相談件数 (b) | 割合 (a) / (b) |
|--------|----------|-----------|--------------|
| 平成26年度 | 311 | 14,064 | 2.2% |
| 平成27年度 | 244 | 13,161 | 1.9% |
| 平成28年度 | 191 | 11,814 | 1.6% |
| 平成29年度 | 243 | 12,681 | 1.9% |
| 平成30年度 | 180 | 11,145 | 1.6% |

2-6 販売購入形態別の苦情件数

店舗販売による苦情件数は2,580件で、前年度2,776件に比べ196件(約7.1%)減少しています。

店舗外販売による苦情件数は4,421件で、前年度5,246件に比べ825件(約15.7%)減少しています。

店舗外販売の主な内訳を見ると、

ア「通信販売」の苦情件数は2,882件で、前年度3,420件に比べ538件(約15.7%)減少しています。

イ「訪問販売」の苦情件数は823件で、前年度930件に比べ107件(約11.5%)減少しています。

ウ「電話勧誘販売」の苦情件数は485件で、前年度612件に比べ127件(約20.8%)減少しています。

エ「マルチ商法」の苦情件数は125件で、前年度100件に比べ25件(約25.0%)増加しています。

[表 8] 販売購入形態別の苦情件数

(単位：件)

| 販売購入形態 | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|--------|---------------------|--------------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 店舗販売 | | 4,061 | 3,712 | 3,171 | 2,776 | 2,580 | |
| 店舗外販売 | 通信販売 | 3,650 | 3,368 | 3,365 | 3,420 | 2,882 | |
| | 訪問販売 | 1,215 | 1,066 | 909 | 930 | 823 | |
| | (訪問販売の内訳) | 家庭訪販 | 962 | 875 | 700 | 687 | 621 |
| | | 点検商法 | 72 | 78 | 57 | 35 | 49 |
| | | 催眠商法 | 30 | 24 | 14 | 31 | 12 |
| | | アポイントメントセールス | 16 | 18 | 16 | 0 | 17 |
| | | キャッチセールス | 50 | 30 | 34 | 30 | 14 |
| | | その他 | 85 | 41 | 88 | 147 | 110 |
| | | 電話勧誘販売 | 1,492 | 1,146 | 754 | 612 | 485 |
| | マルチ商法 | 120 | 110 | 122 | 100 | 125 | |
| | ネガティブ・オプション(送りつけ商法) | 17 | 34 | 22 | 16 | 15 | |
| | 訪問購入 | 86 | 130 | 108 | 106 | 53 | |
| | その他無店舗 | 39 | 58 | 49 | 62 | 38 | |
| | 計 | 6,619 | 5,912 | 4,420 | 5,246 | 4,421 | |
| 不明・無関係 | | 1,917 | 2,007 | 1,458 | 3,038 | 2,533 | |
| 合計 | | 12,597 | 11,631 | 9,958 | 11,060 | 9,534 | |

(一部販売購入形態名称はP10 語句説明参照)

Ⅱ 消費生活センターの取組み

1 平成30年度の主な取組み（実績）

- (1) 市内7区における消費生活相談窓口での相談受付（相談件数 11,145件）
消費生活相談窓口を市内全区で開設し、市民からの消費生活相談に対応しました。
- (2) 「消費者トラブル無料法律相談」の開催（開催回数 73回）
- ・弁護士による相談を毎週火曜日に開催しました。（相談件数 124件）
 - ・司法書士による相談を毎月第1・3金曜日に開催しました。（相談件数 31件）
- (3) 被害防止に向けた啓発の強化
- ア 出前講座（実施回数 55回 受講者数 2,442人）
市民15人以上の団体・グループからの依頼に基づき、講師等を派遣して消費者被害防止のための講座を実施しました。
- イ 暮らしの便利講座（開催回数 4回 受講者数 116人）
生活に密着した講座を消費生活センターにおいて実施し、受講者へのセンターの周知とともに、消費者問題への関心の高い「地域のお世話役」の育成を行いました。
- ウ 消費者フェスティバル（11月10日実施 来場者 約4,500人）
11月の「消費者被害防止強化月間」に合わせ、多くの市民が来場する大型ショッピングモールで、「消費者フェスティバル」を開催しました。
- エ 消費者被害防止強化月間における啓発
- ・JR小倉駅、戸畑駅、黒崎駅にて街頭啓発を実施しました。
 - ・JRの主要駅構内、北九州モノレールの駅、及び車内にポスター等を掲示しました。
 - ・市営バスの車体全面にラッピング広告を掲載し、市内を運行しました。
 - ・相談窓口周知ポスターを市内バス停に掲示しました。
 - ・北九州市役所エレベーターホールでCMを放映しました。
- オ 警察との連携による街頭啓発（実施回数 7回）
年金支給日等に各区警察署と連携し、「ニセ電話詐欺被害防止」の街頭啓発を実施しました。
- カ あんしんサポートメールの配信（月2回 416か所）
日頃から高齢者と接する機会が多い介護事業者、地域包括支援センター、市民センターなどに、消費者トラブルや製品事故の情報提供を行いました。
- キ SOSサポートメールの配信（月1回 市内中学校など101か所）
市内の中学校に若者に関する消費者トラブルの情報提供を行いました。
- ク 消費生活トラブル注意報の配信（隔月 県内高校・大学等211校〔うち市内42校〕）
県内の高校・大学等に若者に関する消費者トラブルの情報提供を行いました。
- ケ フェイスブックページによる情報提供
平成27年12月にフェイスブックページを開設し、最新の消費者トラブル情報などを迅速に発信することにより、広範な消費者と情報を共有しました。
- (4) 事業者への指導
- ・事業者に対する指導。（注意 8回、助言 18回）
 - ・法令順守の徹底を図るため訪問販売事業者講習会を開催しました。（11月 56社 72人参加）

1位 商品一般……1,768件

| 年度 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----|-------|-----|-----|-------|-------|
| 件数 | 1,030 | 832 | 610 | 2,135 | 1,768 |

(事例)

- ① 「民事訴訟最終通告書」と記載されたハガキが届いた。総合消費料金の不払いとあり、民事訴訟が開始されると記載されているが、身に覚えがない。どのように対処すればよいか。
- ② 「消費料金確認通知」と書かれたハガキが届いた。身に覚えがないものの、気になったので携帯電話から電話をしたところ、氏名や年齢等の情報を伝えてしまった。今後どのように対処すればよいか。

※ ハガキでの架空請求に関する相談が多い。

2位 デジタルコンテンツ……1,157件

| 年度 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 2,094 | 1,923 | 1,861 | 1,846 | 1,157 |

(事例)

- ① カード会社から身に覚えのない高額請求を受け、調べてみると子どもがオンラインゲームにカード情報を登録し課金したようだ。支払いが難しく、どのように対処すればよいか。
- ② スマートフォンにメールで自身の個人情報を記載した情報サイト料の請求が届いた。連絡しないと個人情報をばらまくとのこと。どのように対処すればよいか。

※ 有料サイトの高額請求や、情報商材のトラブルが多い。

3位 不動産貸借……420件

| 年度 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 546 | 499 | 439 | 408 | 420 |

(事例)

- ① 賃貸マンションのブレーカーが落ち管理会社に連絡。委託業者が来訪し、10分程度見て「電子レンジはショートしているので使えない」と言って帰った。その後管理会社から10,800円請求すると連絡があったが、特に作業もないのに支払う必要があるのか。
- ② 貸借マンションから退去した際、入居時に敷金として4万円、敷引き28万円を支払っているにもかかわらず、原状回復の為10万円程度必要となり、敷金4万円と相殺し6万円を請求された。28万円の敷引きを支払っているため、更に請求されることに納得できない。

※ 賃貸住宅の修繕費請求、退去後の敷金に関する相談が多い。

4位 健康食品……325件

| 年度 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 232 | 242 | 135 | 313 | 325 |

(事例)

- ① スマートフォンでインターネットを閲覧していたところ、広告に無料お試しのダイエットサプリがあったので注文。ところが翌月も同じように商品が届き2万円の請求があった。確認すると定期購入となっており、注文時に気が付かなかった。
 - ② TVショッピングで生酵素を定期購入した。飲み始めて3日くらいに湿疹が出来、3回目が届く前に解約を申し出たが断られた。どう対処すればよいか。
- ※ 1回だけ購入したつもりが、意図せずに定期購入契約となっていたという相談や、高齢者を対象にしたトラブルが多発している。

5位 工事・建築……293件

| 年度 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 348 | 337 | 272 | 281 | 293 |

(事例)

- ① 訪問した業者から梅雨時期の雨漏り対策を勧められ、調べてもらい屋根工事の契約をしてしまった。高額で必要なのか心配になった。どう対処すればよいか。
 - ② 訪問した業者から床下換気扇を替えないかと提案があり、調べてもらおうと3基故障しているとのこと。1基8万9000円で契約したが、調べてみると相場は1基3万円との情報があり、クーリングオフしたい。
- ※ 訪問販売で高齢者宅を対象にした契約トラブル、クーリングオフについての相談が多い。

6位 消費者金融・カードローン……282件

| 年度 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 649 | 455 | 309 | 371 | 282 |

(事例)

- ① 妻と娘と三人暮らしであるが、消費者金融への支払いがあり生活資金が不足している。生活資金を融資してくれる団体を教えてほしい。
 - ② 息子が消費者金融やショッピングクレジットのリボ払いで多重債務に陥っている。債務整理の方法を知りたい。
- ※ 債務整理に関する相談が多い。

7位 インターネット接続回線……263件

| 年度 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 372 | 378 | 374 | 306 | 263 |

(事例)

- ① 電話にて、現在契約しているインターネット回線から変更を勧められた。現契約回線の解約料等を負担してくれるキャッシュバックがあるとの説明であったが、結果としてキャッシュバックはなく、初めの説明より高額となった。
 - ② 携帯電話乗り換えと同時にインターネット回線も変更。前の回線業者へ解約の連絡を入れた。連絡を入れたため解約済みと思っていたが結局出来ておらず、翌月も利用料金が請求され納得できない。
- ※ 契約時の業者の説明不足や、相談者の確認不足からくるトラブル相談が多い。

8位 化粧品……233件

| 年度 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 124 | 117 | 125 | 147 | 233 |

(事例)

- ① 目元用クリームを電話で注文。1回きりだと思っていたが、最近また同じものが届いた。返品しようと思うが電話がつながらず、どう対処すればよいか。
 - ② 一人暮らし高齢の母宅に化粧品が届いており、開封している。事情を聞くもあいまいな返事で、以前にも同じようなことがあったため、電話勧誘等で購入したと思われる。未使用のため、返品は可能か。
- ※ 意図せず定期購入契約や、高齢者を対象にしたトラブルによるクーリングオフの相談が多い。

9位 新聞……208件

| 年度 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 289 | 242 | 237 | 249 | 208 |

(事例)

- ① 勧誘員が来訪し、現購読紙がなくなるので契約するよう勧められ、他紙も購読しているため1年間で良いと了承。書面を確認すると3年間となっており、また現購読紙がなくなることも嘘であった。解約希望。
 - ② 高齢の母が知人から1年間だけで良いと懇願され新聞購読を契約。期間終了間近になりもう1年だけとしつこく勧誘され困っている。どう対処すればよいか。
- ※ 高齢者の先付契約や故人の契約によるトラブルや解約についての相談が多い。

10位 携帯電話サービス……203件

| 年度 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 168 | 218 | 179 | 222 | 203 |

(事例)

- ① 利用料金が変わらないとの説明のもと機種変更とデータ通信プランを変更したが、実際には料金が高くなったため5日後にクーリングオフ。その際、変更契約にかかる事務手数料と5日分の通信費を請求されたが、納得できない。
 - ② 機種変更のキャッシュバックキャンペーン中との連絡を受け、家族5人で手続きを行った。利用料金は数千円程度増えるが、タブレット端末とモバイルWi-Fiの機器代金、利用料が無料と言われ、同時に契約を行った。ところが実際には機器代金が発生し、説明は嘘であった。解約希望であれば通常解約の違約金が発生するとのことで、納得できない。
- ※ 携帯ショップでの説明をよく理解しないまま契約し、意図しない契約になっていたという相談が多い。

【語句説明】

P2〔表3〕

- ※「デジタルコンテンツ」：携帯電話やパソコン等でのインターネット利用に伴うサービスのことで、大半はワンクリック詐欺などに関する相談となっている。
- ※「商品一般」：商品・役務の分類項目を越えて、複数の分類項目にまたがっているものや、「店員の態度が悪い」、「注文した覚えがないものが郵送されてきた」等商品を特定できない、または特定する必要がない相談をいう。この中には、身に覚えのない料金の請求がなされる「架空請求」が含まれる。
- ※「消費者金融・カードローン」：消費者金融会社、クレジット会社、銀行等が扱う、用途を限定しないで設定されている消費者ローン。「多重債務」、消費者金融をかたった「架空請求」や「ヤミ金融」も含む。
- ※「インターネット接続回線」：プロバイダーやインターネット回線の料金やサービスの内容に関する相談である。

P4〔表5〕

- ※「架空請求」：架空の事実を口実にはがきや電子メールで請求書を一方的に送りつけ、現金を振り込ませるもの。
- ※「オレオレ詐欺」：電話などで子どもや孫、警察官などになりすまし、交通事故や借金などのトラブル処理のためと嘘をついて、現金をすぐ振り込むように要求するもの。
- ※「還付金詐欺」：役所の職員などを名乗り、税や保険料の還付金や給付金などの支払い手続きをすると嘘をついて、銀行のATM等で振り込み手続きをさせるもの。
- ※「融資保証金詐欺」：担保・保証人なしで融資しますとか、多重債務を一本化しますなどという広告を掲載したDMや電子メールで融資の勧誘を行い、申込者に保証金や手数料などの名目で現金を振り込ませるもの。
- ※「金融商品取引名目詐欺」：「特定の人しか買えない。あなたの名義を貸して欲しい」「必ず儲かる」などと持ちかけ、実際には存在しない「株」や「社債」への投資名目で現金を騙し取るもの。
- ※「ギャンブル必勝法情報提供名目」：「ロト6の当選番号」「パチンコの必勝法」などをあなただけに特別に教えると持ちかけ、その情報によって多額の配当金が得られると信じ込ませ、登録料などの名目で現金を騙し取るもの。
- ※「異性との交際あっせん名目」：「女性を紹介する」「デートするだけでお金がもらえる」などと持ちかけ、電話やメールでやりとりさせるなどして信用させ、登録料や保証金などの名目で現金をだまし取るもの。

P5〔表8〕

- ※「点検商法」：点検と言って訪問し、家にあがり、水質や床下を調べ、「このままでは大変なことになる」等消費者を不安がらせて契約をさせるもの。
- ※「催眠商法」：会場に人を集め、安価な日用品等を無料で配るなどして雰囲気盛り上げ、最後に高額な商品売りつけるもの。
- ※「アポイントメントセールス」：電話等で「景品が当たった」、「一度会いたい」などと、販売目的を隠して営業所や喫茶店に呼び出し、商品やサービスの契約をさせるもの。
- ※「キャッチセールス」：駅や繁華街でアンケート調査などと言って営業所や喫茶店に連れて行き、帰れない雰囲気にして商品やサービスの契約をさせるもの。
- ※「マルチ商法」：商品代金や登録料などを払って販売組織に参加し、その後、新たな参加者を獲得し、商品やサービスなどを販売すれば報奨金が得られるもの。
- ※「訪問購入」：業者が消費者の自宅を訪れ、消費者から物品を買い取る契約をするもの。